

京都府広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）

令和7年12月25日策定

【京都府】

市町村名	京丹後市	計画期間	令和7年12月～令和12年11月		
計画概要	<p>京都府では、府内における人口の減少その他の社会情勢の変化に対応し、地域社会の活力の向上と持続的発展を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、移住者や二地域居住者を含めた関係人口が地域社会の担い手として活躍することのできる地域づくりを推進することにより、地域の活性化を図る。</p>				
特定居住拠点施設に関する事項					
No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	整備主体	備考
1	交流施設	丹後商業活性化センター（コミュニティスペース）	丹後町間人2623	京丹後市	
2	宿泊施設	丹後温泉はしうど荘	丹後町間人632-1	京丹後市	
3	交流施設	郷土文化保存伝習館	丹後町間人633-1	京丹後市	
拠点施設関連基盤施設整備事業に関する事項	※社会資本整備総合交付金(広域連携事業)を活用する場合に記載（社会資本総合整備計画を提出すること）				
社会資本総合整備計画（広域連携事業）の計画名：なし			—計画期間：令和—年度～—年度（—年間）—		
拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項					
その他	京都府総合計画				

特定居住重点地区

※京丹後市の特定居住促進区域の範囲を重点地区の範囲とする。



1 交流施設 丹後商業活性化センター (コミュニティスペース)



2 宿泊施設 丹後温泉はしうど荘



3 交流施設 郷土文化保存伝習館



※赤線区域内が特定居住促進区域 (地区全体が非都市計画区域)

※特定居住促進区域として、「土砂災害警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「浸水想定区域」に指定されている箇所は除くものとする。

【出典】 <https://geoshape.ex.nii.ac.jp/city/resource/26B0130002.html>